

川崎市立川崎病院入院セット提供等実施事業仕様書

1 目的

本仕様書は、川崎市立川崎病院（以下「当院」という。）において、入院患者（以下「利用者」という。）に対して、入院生活に必要な病衣、タオル、紙おむつ等の物品のセット（以下「入院セット」という。）の貸出し及び提供業務を行う事業者（以下「事業者」という。）が事業を実施するに当たり、当院が必要とする条件等を定めるものである。

2 事業名

川崎市立川崎病院入院セット提供等実施事業

3 事業概要

(1) 事業内容

事業者は、当院において建物の一部を有償で使用し、協議の上、運営に必要な設備整備等を行い、利用者との個別契約に基づき、入院セットを提供する事業を実施する。

事業者は、発注業務から在庫管理、請求書の発行から入金確認まで全般を行う。

(2) 実施場所

川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院

貸付面積等については、「9 貸付面積」を参照のこと。

(3) 実施期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 実施日

利用者への入院セットの貸出し及び提供を行う実施日は、日曜日及び年末年始（12月29日から1月3日まで。）（以下「休業日」という。）を除く毎日とする。なお、年末年始における休業日はその都度病院と協議の上、確認することとする。

不測の事態が発生した場合は、当院と協議の上、解決を図ること。

4 入院セットの構成と物品等

(1) 入院セットの構成

セット名	構成
Aセット	病衣・タオル
Bセット	病衣・タオル・オムツ
Cセット	生活用品（シャンプー・リンス・ボディソープ・歯ブラシ・歯磨き粉）
Dセット	口腔ケア用品（口腔スポンジ・口腔ジェル・歯ブラシ）
Eセット※	病衣（マタニティ含む）・タオル

※Eセットは妊産婦のみ選択可能とし、分娩前後を通じての利用とする。そのため分娩前は専用のマタニティを、分娩後はA・Bセットの病衣とは別デザインの病衣を用意すること。

(2) 構成物品及び提供数

構成物品及び提供数は、次のとおりとする。ただし、病衣及びタオルについては、現在当院で使用している品質と同等以上のものとする。また、現行リネン業者が使用する物品との区別が容易にできるよう配慮すること。なお、各項目とも交換が必要な場合や不足した場合は、追加提供を行うこと。

また乳幼児向けについては、産着等現行リネン業者が用意していたものと同等品を用意すること。

項目	物品	提供数
病衣	<ul style="list-style-type: none"> ● A・Bセット用パジャマ（上下） ● Aセット用マタニティ ● ガウン ● 介護寝巻 <p>※男女色違い、小児・乳幼児用及び特大サイズを含む各サイズを用意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Eセット用のパジャマ（上下）※1 ● Eセット用マタニティ※1 ● 分割着（術前術後着）※2 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な物を入院初日から2日に1着以上 ● 乳幼児については1日1着以上
タオル※3	<ul style="list-style-type: none"> ● バスタオル ● フェイスタオル ● ディスポおしぼり 	<ul style="list-style-type: none"> ● バスタオル：週3枚以上 ● フェイスタオル：1日2枚以上 ● ディスポおしぼり：1日3枚以上
オムツ※4	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙パンツ ● テープ止めタイプ ● 尿取りパッド ● お尻ふき <p>※オムツは成人用及び乳幼児用を含む各サイズを用意。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● パンツタイプ：1日1枚以上 ● テープ止めタイプ：1日2枚以上 ● 尿取りパッド：1日7枚以上 ● お尻ふき：1日10枚以上
生活用品	<ul style="list-style-type: none"> ● シャンプー80ml程度 ● リンス80ml程度 ● ボディソープ90ml程度 ● 歯ブラシ1本 ● 歯磨き粉15g程度 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて提供
口腔ケア用品	<ul style="list-style-type: none"> ● 口腔スポンジ50本程度 ● 口腔ジェル6g程度 ● 歯ブラシ1本 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて提供

※1 Eセット用マタニティには次のいずれかのものを指定する。またEセット用のパジャマについてはマタニティをそのまま提供するか、又はA・Bセット用のものより妊

産婦にとって肌触りの良いものとする。

メーカー	型番
purete	PP-23002
	PP-23003
	PP-22003
	PP-23001
ワコール	MFY721
	MFY634
	MFY125
	MFY669
ナガイレーベン	MFG-5811
	MK311

※2 分割着（術前術後着）はマジックテープ等で容易に着脱可能なもの又は「ナガイレーベン EG-315」やその同等品とする。

※3 タオルについて、バスタオルは800匁以上、フェイスタオルは200匁以上のものとする。

※4 オムツは当院が指定するメーカーのものを取り扱うものとする。

種類	メーカー
大人用	ユニ・チャーム
新生児・小児科用	ユニ・チャーム

5 事業内容と諸条件

(1) 申込書等の用意及び契約

ア 申込書等の用意

入院セットの案内書及び申込等に必要な書類及び機器等は、すべて事業者が用意すること。なお、案内書については少なくとも「英語」を含む、多言語版も用意すること。

イ 契約及び申込

契約については事業者と利用者とは直接行うこと。入院セットの申込及びその受付についても、事業者と利用者とは、専用のブースや病棟の連絡箱を利用して、直接行うことを原則とする。ただし、緊急や必要な場合においては、当院職員が利用者に代わり対応することも可能とする。

ウ 利用料金

入院セットの利用料金については、表の上限額を超えない範囲でセット(項目)毎に価格を設定すること。

また、生活保護受給者・非課税世帯にあつては、一般の価格より低廉な額とすること。

(参考：現在の提供価格)

	現在の提供価格		新たな提供価格の上限額
	一般	生活保護・非課税世帯	
Aセット（日額）	322円（税抜）	236円（税抜）	400円以下（税抜）
Bセット（日額）	880円（税抜）	794円（税抜）	900円以下（税抜）
Cセット（1回）	—	—	600円以下（税抜）
Dセット（1回）	—	—	1500円以下（税抜）
Eセット（日額）	—	—	—

※C～Eセットについては新規セットにつき現在の提供価格なし。

※利用者のうち生活保護・非課税世帯の割合はおよそ13%～15%

※生活保護・非課税世帯の利用者については、申込時に自己申告することで、当該料金を適用することとする。

※社会状況等の変化により、利用料金等の改定が必要な場合は、当院と協議の上行うこと。

エ 緊急利用時の取り扱い

当院が、救命救急センターを擁する三次救急医療機関であることを踏まえ、救急搬送されてきた患者など、利用の同意が取れない場合の利用については、入院当日は病棟にストックした在庫を提供し、翌日以降、事業者が利用者に説明を行う。利用者が申し込まない場合は、利用分は無償提供とする。

(2) 対象病棟

病院内での運用を円滑に行うため、入院セットを導入する病棟と各種条件は次のとおりとする。

病棟	入院セット	条件
14S・N	導入	
13S・N	導入	
12S・N	導入	
11S・N	導入	
10S・N	導入	
9N	導入	事業者による配布は保管場所までとする。
9S・9W	導入	事業者による配布は保管場所までとする。
8N	導入	分娩前後にかかわらず利用可能とする。
8S	導入	小児科病棟。乳幼児用サイズを用意する。事業者による配布は保管場所までとする。
NICU・GCU	対象外	
ICU	導入	事業者による配布は保管場所までとする。

(3) 入院セットの提供

入院セットの各物品の在庫管理を適切に行うとともに、各病棟等の必要数（在庫）を確実に準備すること。

ア 入院セット在庫の管理

入院セットの在庫については、「9 貸付面積」に定める保管場所において管理すること。なお、各病棟の2か所にある棚への在庫補充は事業者が行い、各棚の内部の物品の配置はどこも同じ配置になるよう統一すること。

イ 病棟等への在庫の配送

上記アの在庫状況に応じ、必要数を各病棟等へ配送すること。配送回数は、各病棟等の在庫数に応じて、休業日を除く毎日1回以上とする。

なお、連休等で不足が生じた場合は、臨時の対応を行うこと。

ウ 利用者への配布

利用者への各物品の配布は、原則事業者が行うこと。なお、配布場所は利用者のベッドサイドまでとする。その際、配布した各物品が必要以上に溢れないよう、利用者毎に1回の補充につき一定の上限数を設け、配布はその上限以下に収めることとする。ただし、感染対策上必要な措置を要する場合は感染対策室の指示に従う。また、配布にかかる運用について必要がある場合は随時協議の上、調整することとする。

エ 利用者情報の共有

入院セットの利用者・非利用者を看護師等がベッドサイドでも確認できるよう病室内でも確認できる目印等を付ける工夫をこらすこと。また入院セットの利用申し込み後、退院以外の理由で入院セットの利用を中断する申し出をした患者がいた場合は、無断利用防止のためその患者について病棟看護師と情報共有を図ること。

(4) 洗濯物品の回収

使用済みの病衣やタオル等の洗濯が必要なもの（以下「不潔リネン」という。）の回収については、事業者が配布時に用意した専用袋に入れておけば事業者がベッドサイドまで回収して回ること。併せて、衛生上の配慮と感染対策を施した蓋つきのランドリーボックスを各階の不潔リネン集積庫に用意し、休業日を除く毎日1回以上回収を行うこと。ただし、感染対策上必要な措置を要する場合は感染対策室の指示に従う。

(5) 利用料金の徴収

利用料金の徴収については、原則、退院後に行うこと。

(6) 物品の交換

物品の品質については十分に配慮し、物品が消耗劣化した場合は、速やかに新品等と交換しなければならない。

(7) 当院職員との連携

ア 本事業の開始前には、当院職員への説明会等を実施すること。業務フローを明確にし、当院職員との業務分担や、円滑に事業が運営できるように工夫すること。

イ 当院と事業者との意思疎通を密に図り、インシデント等が発生した際には迅速に対応すること。

ウ 当院と事業者間等の実施体制に応じた連絡体制を整えること。

エ 適宜、利用者及び職員向けにアンケート調査を行い、満足度の確認に努め、サービスの向上を図ること。

6 事業者の責務

(1) 一般注意事項

事業を遂行するに当たって、当院が公的医療機関として市民に適切な医療サービスを提供するものであることを認識し、接遇等、従業員教育及び物品の衛生管理等に十分配慮しなければならない。

(2) 関係法令の遵守

関係法令を遵守し、市民の信頼を失うことのないよう細心の注意を払わなければならない。また、不潔リネン等の洗濯業務に関しては、医療関連サービスマークの認定を受けている業者等が行うこと。

(3) 問い合わせ等への対応

事業者の責任において利用者からの苦情や問い合わせ等に対する窓口（コールセンター等）を設置し、入院セットの案内書に電話番号を掲載する等して、苦情や問い合わせ等に対し適切に対応（原則、休業日を除く、毎日）すること。なお、具体的な対応時間については、当院と協議するものとする。

(4) 機密の保持及び第三者への提供の禁止

ア 事業の履行に当たり知り得た機密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。また、あらかじめ当院が書面により承諾した内容を除いて、事業の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。実施期間が終了し、又は本契約が解除された後においても同様とする。

イ 事業の履行に必要な業務従事者に対して、上記アの義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

ウ 当院は、事業者が本仕様書の内容に違反する恐れがある場合は、事業者に対し関係資料の提出を求め、又は当院の職員を関係場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(5) 個人情報の適正な維持管理

ア 事業に当たり、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

イ 事業者は、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

ウ 事業の履行に必要な業務従事者に対して、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

エ 事業に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに当院に報告し、その指示に従わなければならない。実施期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。なお、その事故発生 の理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により当院に報告しなければならない。

(6) 業務従事者の制服等

当院との協議により定めた制服及び名札を業務従事者に着用させなければならない。

(7) 総括責任者の選任

本事業を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を選任し、当院に届出なければならない。

(8) 総括責任者の責務

総括責任者は、当院と常に連絡を密にし、必要な報告を随時行うとともに、業務従事者の指揮監督をするものとする。

(9) 業務従事者の指導教育

業務従事者に対して、業務を遂行する上で病院という施設の特殊性を考慮し、特に衛生面や接遇面での教育に重点を置いた教育研修を行い、当院にその研修結果報告書等を速やかに提出するものとする。

(10) 業務の確実性の確保

業務従事者の欠員が生じることのないように代替要員の確保等必要な措置を講じるとともに、業務の円滑な遂行のために必要な体制を整えなければならない。

(11) 消防訓練等への参加協力

当院が実施する消防訓練その他当院管理運営上必要な事業について、当院と協議の上、通常の業務に支障がでない範囲で参加協力すること。

(12) 業務従事者の安全衛生管理

事業者の責任において、作業中の安全衛生の確保に努めるものとし、業務従事者の健康管理を始め、院内感染防止等に万全を期するものとする。

(13) 当院の役割・機能への対応

事業者は、当院が救命救急センターや感染症病棟等を有し、地域の基幹型総合病院であり、また、災害拠点病院及び地域医療支援病院としての役割・機能を十分に発揮できるよう、当院職員と協力、連携して事業を運営すること。また、災害時又は感染発生時にその役割・機能を維持できるよう運営体制を構築すること。

7 経費負担

事業の遂行に当たって必要となる経費については、事業者の負担とする。

また、事業者は契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、すみやかに原状回復を行うこととし、原状回復にかかる費用は事業者の負担とする。

8 貸付料

(1) 事業者は、入札により提示した貸付料に消費税及び地方消費税を加算した金額を月額貸付料とする。なお、支払方法は当院の指示に従うこと。

(2) 事業者は、毎月の売上の総合計額を報告すること。なお、報告に当たっては当院が認めた客観的に売上を確認できる資料を添付して行うこと。

9 貸付面積

次の貸付面積を、在庫の保管場所とする。ただし、具体的な場所や面積、その他ランドリーボックスの設置場所等については、当院との協議によるものとする。

貸付場所	貸付面積
1階入院センターの一部	約2.8㎡
1階内科外来の棚	約0.54㎡（高さ約0.3m）
1階ERの棚及び倉庫	約0.29㎡（高さ1.2m：棚4段） 約0.68㎡（高さ1.4m）
3階泌尿器科の棚	約0.36㎡（高さ約0.2m）
3階皮膚科の棚	約0.36㎡（高さ約0.2m）
7階リネンセンターの一部（在庫保管置き場）	約2.3㎡
8階南病棟の棚及び倉庫	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
8階北病棟の棚及び倉庫	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
9階南病棟の棚及び倉庫 ※2	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
9階北病棟の棚及び倉庫	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
10階南病棟の棚及び倉庫	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
10階北病棟の棚及び倉庫	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
11階南病棟の棚及び倉庫	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
11階北病棟の棚及び倉庫	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
12階南病棟の棚及び倉庫	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
12階北病棟の棚及び倉庫	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
13階南病棟の棚及び倉庫	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
13階北病棟の棚及び倉庫	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
14階南病棟の棚及び倉庫	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
14階北病棟の棚及び倉庫	約1.1㎡+3.4㎡=4.5㎡
合計	約9.1㎡

※上記の各病棟の棚の面積は1段分の面積を掲載。

※2 9階南病棟は、救命救急センター完成後、新救命救急センターに移転する予定があります。

10 その他

本仕様書記載のほか、疑義が生じた場合及び定めのない事項については、その都度当院と協議の上で決定するものとする。